

こんなにべんり!

マイナンバーカード



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



郡山市イメージキャラクター
がくとくん



がくとくんの妹
おんぶちゃん

こんなにべんり!

マイナンバーカード ガイドブック

『目次』

02 ▶ カードの仕様 / 使用・保管上の注意

03 ▶ 記載内容の変更等 / マイナンバー関連書類一覧

- 氏名、住所等に変更があったとき
- 旧姓を併記できます
- 通知カードと通知書とマイナンバーカードの違い

04 ▶ 有効期限について

- マイナンバーカードと電子証明書の有効期限
- 外国人住民の場合の有効期限
- マイナンバーカードの継続利用(転入手続き)について
- マイナンバーカードの再発行について

05 | 06 ▶ 電子証明書について

- 公的個人認証サービス(電子証明書)について
- 電子証明書の有効期限と更新について
- 電子証明書の使いみち

07 ▶ パスワードについて

- 4つのパスワードの使いみち
- パスワードの変更とロックの解除
- パスワードメモ欄

08 ▶ セキュリティについて

- マイナンバーカードの強固なセキュリティ

09 | 13 ▶ 便利な使い方

- 健康保険証 <p.11>
- コンビニ交付 <p.11-p.12>
- マイナポータル <p.13>

14 ▶ よくあるご質問

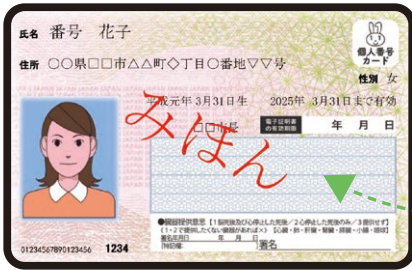
15 ▶ 各種リンク / お問い合わせ先



【カードの仕様】

マイナンバーカードは個人番号カードの愛称です

おもて面



顔写真と氏名・住所・性別・生年月日のほか、カードの有効期限と電子証明書の有効期限が表示されています。身分証明書として利用する場合は、おもて面のみ提示します。

氏名・住所等に変更があった場合には、カードの追記欄に新たな情報を記載します。

うら面



マイナンバー(個人番号)・氏名・生年月日が表示されています。左下のQRコードにはマイナンバーが記録されています。

ICチップには、電子証明書が記録されています。

うら面に記載のマイナンバー(個人番号)は、法律で定められた社会保障や税に関する手続きで、マイナンバーの提示を求められたときにのみ利用します。

【使用・保管上の注意】

- カードをICカードリーダーに挿入する際は、無理やり押し込んだり、引っ張ったりしないでください。
- 誤動作や故障の原因になりますので、カードの端子部分を指で触れる、汚す、曲げることはしないでください。
- 静電気、磁石、電磁波等により故障する恐れがありますので、保管・使用環境に注意してください。
- 直射日光のあたる場所、湿気・埃の多い場所、薬品が近い場所、高温になる場所で保管しないでください。
- 物理的な負荷をかけないように注意してください。
(例)カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れて座る。

■ 紛失・盗難・損傷のとき

- 紛失や盗難に遭った場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡し、機能の一時停止を行ってください。併せて警察署か交番に遺失届(盗難届)を提出してください。
- 機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。
- カードの再発行は、住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。損傷した場合は、マイナンバーカードを窓口へお持ちください。なお、再交付には手数料1,000円(電子証明書を必要としない場合は800円)が必要になりますので、マイナンバーカードセンターにお問い合わせください。



【 記載内容の変更等 】

氏名、住所等に変更があったとき

氏名、住所等に変更があった場合は、新たな氏名や住所等をカードの追記欄に記載しますので、転居等の手続きの際に市区町村窓口でマイナンバーカードをお持ちください。電子証明書が搭載されている場合は、電子証明書の書き換えも行います。なお、カードの追記欄が一杯になった場合は、再発行手続き（無料）が必要になります。

旧氏を併記できます

婚姻や養子縁組等で氏に変更があった場合に、従来使っていた氏を住民票やマイナンバーカード等に併記することができます。
(※令和元年11月5日から施行)

番号【〇〇】花子



■ 旧氏とは

その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載または記録がされているもの。旧氏の併記を希望する方は、住民票のある市区町村窓口で手続を行ってください。

【 マイナンバー関連書類一覧 】

< 通知カード・個人番号通知書・マイナンバーカードの違い >

	通知カード	個人番号通知書	マイナンバーカード
交付対象者	住民票がある方 (※1)	同左(※3)	交付申請した方(※4)
交付申請手続	不要	不要	必要
顔写真の有無	なし	なし	あり
身分証明書としての利用	できない	できない	できる(おもて面)
マイナンバーの確認書類としての利用	できる(※2)	できない	できる(うら面)
電子証明書の有無	なし	なし	あり
有効期限の有無	なし	なし	あり
交付手数料(初回)	無料	無料	当面の間、無料
再発行手数料	再発行できない	再発行できない	1,000円 (電子証明書含む場合)

※1 通知カードは令和2年5月25日に廃止されました

※2 令和2年5月25日以降に引越し等で通知カードの記載事項に変更が生じた場合は、マイナンバーの確認書類として利用できなくなります

※3 令和2年5月25日以降に出生や初めて国内転入などを行った方に通知されます

※4 マイナンバーカード交付の際に通知カードを返還していただきます。個人番号通知書は返還不要です

【有効期限について】

<マイナンバーカードと電子証明書の有効期限>

マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれ有効期限があります。有効期限のおおむね3ヶ月前に《地方公共団体情報システム機構》から通知がありますので、更新手続きを行ってください。更新手数料は、当面の間**無料**です。

カード発行時の年齢	カードの有効期限(※1)	利用者証明用電子証明書(※3)	署名用電子証明書
18歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	
15歳以上～18歳未満	5回目の誕生日※2	5回目の誕生日	
15歳未満	5回目の誕生日※2	5回目の誕生日	×

※1 カードを発行した日からの回数になります。

※2 18歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とされています。

※3 15歳未満・成年被後見人の場合は、法定代理人が必要かどうかの有無を判断し、法定代理人がパスワードを設定します。

<外国人住民の場合の有効期限>

区分	永住者、高度専門職第2号及び特別永住者	永住者、高度専門職第2号以外の中长期在留者	一次庇護許可者又は仮滞在許可者	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
有効期限	日本人と同様	カード発行日から在留期間の満了の日まで	カード発行日から上陸期間又は仮滞在期間を経過する日まで	カード発行日から出生した日又は日本の国籍を失った日から60日を経過する日まで

本人からの申請に基づき、有効期限を変更することができます。(外国人住民に限ります)

①マイナンバーカード有効期限の変更

在留資格の変更または在留期間の更新により在留期間に変更が生じた場合、日本人の場合のマイナンバーカードの有効期限を超えない範囲で新たな在留期間の満了の日有効期限を変更できます。在留期間を延長した方は、マイナンバーカードの有効期限日までに有効期限を変更する手続きを行ってください。有効期限が切れてしまった場合は、再交付申請(有料)が必要です。

②特例期間の延長

在留期間の特例が生じる場合は、特例期間の満了日までマイナンバーカードの有効期限を延長できます。

■マイナンバーカードの継続利用(転入手続き)について

転入届を転出予定日から30日以内、または転入日(住み始めた日)から14日以内に行っていない場合は、お持ちのマイナンバーカードが失効し、継続して利用することができません。

また、転入届は行ったが、転入時にマイナンバーカードを持参せず、継続利用の手続きを行わないまま転入届出日から90日を経過してしまった場合や、継続利用の手続きを行わないまま次の転出先に転出してしまった場合は、お持ちのマイナンバーカードが失効し、継続利用ができません。転入転出のお手続きの際にはご注意ください。

■マイナンバーカードの再発行について

上記の理由(紛失、手続不備等)により、失効してしまったマイナンバーカードの再交付には手数料1,000円(電子証明書を必要としない場合は800円)が必要になります。



〔電子証明書について〕

■ 公的個人認証サービス(電子証明書)について

● 公的個人認証サービスとは

インターネットで申請や届出といった行政手続やオンラインサービスを利用する際に、「電子証明書」を用いて「なりすまし」や「データの改ざん」等を防止する公的なサービスです。マイナンバーカードには2種類の「電子証明書」が搭載されています。

署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。氏名・住所・生年月日・性別の4情報が記録され、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真性なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用電子証明書

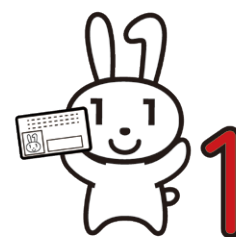
インターネットのオンラインサービス等にログインする際に利用します。氏名・住所・生年月日・性別の4情報は記録されておらず、「ログインした者が利用者本人であること」を証明することができます。

■ 電子証明書の有効期限と更新について

電子証明書の有効期限は、原則として発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの有効期限が満了する場合は、電子証明書も併せて利用できなくなります。有効期限はカードのおもて面に記載する欄があります。(p.04参照)

● 電子証明書の利用方法

自宅等で電子証明書を利用するためには、対応するスマートフォンやパソコン、ICカードリーダーなどが必要です。対応するスマートフォンは現在約350機種以上あり、今後も増加する見込みです。(令和5年1月19日現在)



スマートフォンで利用する場合

① 公的個人認証サービス対応機種の確認

お使いのスマートフォンがマイナンバーカードに対応した機種かどうか確認します。

② 専用アプリ「JPKIモバイル」のインストール

iPhoneでは「AppStore」、Androidでは「GooglePlay」で検索しインストールします。



機種一覧はこちら



パソコン(WindowsまたはMac)で利用する場合

① ICカードリーダライタの用意

マイナンバーカードに対応した機種を準備します。

※Windowsパソコンは、Androidスマートフォンをリーダライタとして接続できます。

② パソコンのセットアップ

利用者クライアントソフトをダウンロードし、インストールします。

※ダウンロードはこちらから(<https://www.jpki.go.jp/>)



機種一覧はこちら



マイナポータルを利用する場合には「マイナポータルAP」、マイナポイントの申し込みには「マイナポイントアプリ」が必要になるなど、利用するサービスによっては、追加のアプリが必要な場合があります。

■ 電子証明書の使いみち

- ➔ p.09-10の電子証明書の表示があるサービスで利用します。
- ➔ 電子証明書は、行政機関や総務省の認定を受けた民間事業者が利用することができ、今後、官民で利用シーンが拡大する見込みです。
- ➔ 利用する際のパスワードについてはp.07を参照してください。

【パスワードについて】

■ 4つのパスワードの使いみち

マイナンバーカードには4つのパスワードがあり、それぞれの機能呼び出す際に使用します。

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書	住民基本台帳用 (個人番号カード用)	券面事項 入力補助用
パスワードの桁数	英数字6~16文字 (英字は大文字のみ)	数字4桁 (3種類を同じパスワードにすることも可能)		
用途	オンラインで電子文書を作成・送信する際に、作成した文書が真正なものであることを証明する仕組み	インターネットサイト等にログインする際にログインした方が本人であることを証明する仕組み	行政機関が住民票コードを読み込む際に利用	マイナンバーカードの券面に記載されている情報を読み込む際に利用
利用場面 (一例)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政手続の電子申請(確定申告のe-Tax、本籍地の市町村へパソコンを使ってコンビニ交付の利用登録申請をするなど) ▶ 民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コンビニ交付サービスの利用 ▶ 健康保険証としての利用[要申込] ▶ マイナポータルのログイン 	住民票コードを使う手続きの際に行政機関が使用します	申請内容の入力補助サービスなどに利用します
有効期限	カード発行から5回目の誕生日まで		カードの有効期限と同じ	
搭載の条件	15歳未満・成年被後見人の場合は、搭載できません	15歳未満・成年被後見人の場合は、法定代理人が判断します	必ず搭載されます	

■ パスワードの変更

- パスワードは、対応スマートフォンやパソコンにインストールした「マイナポータルAP」または「利用者クライアントソフト」で変更ができます。(p.06参照) ※住民基本台帳用パスワードは変更できません。

■ パスワードのロック解除

- 署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回連続してパスワードの入力を誤るとロックされ利用できなくなります。なお、時間経過による誤入力回数のクリアはありません。ロックの解除は住民票のある市区町村の窓口で行うことができます。

■ パスワードメモ欄

名称		パスワード															
	フリガナ																
①	署名用電子証明書 (6~16桁の英数字 英字は大文字のみ)																
②	利用者証明用電子証明書 (4桁の数字)																
③	住民基本台帳用 (個人番号カード用) (4桁の数字)																
④	券面事項入力補助用 (4桁の数字)																

この欄にパスワードを記載した場合は、本書の取り扱いにご注意ください。



〔セキュリティについて〕

■ マイナンバーカードの強固なセキュリティ

24時間365日対応の コールセンターを設置



紛失や盗難の場合、カードの機能を一時停止し、第三者による不正利用を防止します。p.15のマイナンバー総合フリーダイヤルにおかけください。

マイナンバーカードの券面



<顔写真付のため悪用は困難>

仮に紛失しても、拾得した第三者があなたになりすますことは容易ではありません。

<各種対策により偽造は困難>

文字はレーザー刻印されており、さらに複雑な彩紋パターンを施すことなどによって券面の偽造は困難です。

ICチップ



<必要最小限の情報のみ記録>

収入・年金・病歴など、プライバシー性の高い情報は一切記録されていません。

<記録情報の盗取は困難>

不正に情報を盗取しようとする、自動的に記録情報を消去する機能などが施されています。

<利用にはパスワードが必要>

仮に紛失しても、拾得した第三者はパスワードを知らないと不正利用できません。パスワードは入力了一定回数以上間違えるとロックされます。

<セキュリティの国際基準の認証を取得>

ICカードのセキュリティの国際基準である「ISO/IEC15408認証」を取得しています。

おもて面



うら面



QRコードにはマイナンバーが記録

ICチップには、券面の内容と電子証明書が記録。
機微な個人情報は記録されない。

① パールインキ加工

偽造・変造が困難なインキを使用しています。

② コピー牽制加工

コピー機等で複写すると、隠れた文字が浮かび上がります。

③ シェーディング加工

顔写真の張替えが困難な加工がされています。

④ レーザーエングレイブ加工

レーザー光で印字を行い彫り込まれるので、印字が消えにくく偽造・変造が困難です。

⑤ マイクロ文字

通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字が配置されています。

⑥ 彩紋パターン

背景に複雑な模様が配置されています。

<暗証番号>

ICチップに搭載された機能それぞれに暗証番号を設定し、暗証番号の入力を一定以上間違えるとカードがロックされます。

<耐タンパー性>

ICチップ内の情報が不正に読み出されたり解析されようとした場合、自動的に内容が消去されます。

こんなにべんり!

ICチップの電子証明書を活用した安全・確実な本人確認機能を

健康保険証 として使える!

対応する医療機関・薬局は順次拡大中!あなたの同意のもと医師と服薬履歴を共有したり、手続きをしなくても限度額を超える自己負担の支払いが不要になります。

(p.11参照)

電子証明書を利用

コンビニで 各種証明書が 取得できる!

市区町村窓口に行けないときも、全国のコンビニ等で住民票の写しや課税証明書などが取得できます。

(p.12参照)

電子証明書を利用

マイナンバーの 証明書になる!

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

券面(両面)を利用

マイナポータル で暮らしが もっと便利に!

自分専用のサイトで、行政手続の検索やオンライン申請、健康保険証として利用するための申し込みができます。(p.13参照)

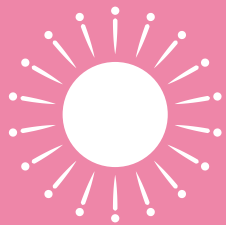
電子証明書を利用

マイナンバーカード
読取対応機種も
拡大中!



マイナンバーカード

利用して、官民の様々なサービスへの展開が期待されています。



民間のオンラインサービスが使える

オンラインバンキングやオンライン契約など、民間の取引等に利用できます。

電子証明書を利用

本人確認書類になる！

金融機関や携帯電話の契約、ライブ会場の入場など、身分証の提示が必要な様々な場面で利用できます。

券面(おもて面)を利用

オンラインで行政手続きができる！

オンラインで子育てに関する手続きや、確定申告(e-Tax)をはじめとする行政手続きができます。

電子証明書を利用

ますますベنリに！ マイナンバーカード！

スマホにカード機能が搭載！
※2023年5月予定(Androidスマホ)

運転免許証と一体化！
※2024年度末(予定)



【 便利な使い方 -健康保険証- 】

令和3年10月20日から

■ 健康保険証としての利用が開始されました

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関・薬局においては、従来の健康保険証だけでなく、マイナンバーカードの利用が可能です。**マイナンバーカードを健康保険証として利用するにはマイナポータル等での申し込みが必要です。(現在の健康保険証は、当面の間そのままご利用いただけます。)**

1 健康保険証として使える!

就職や退職等で新しい**健康保険等へ加入の手続きがお済みであれば**、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで受診できる!

※各種医療保険制度への加入・脱退等の手続きは必要です。

3 医療機関窓口への書類の持参が不要に!

高齢受給者証や限度額認定証などの持参が不要に!

※市町村の医療費助成受給者証は必要です。

5 医療費控除も便利に!

マイナポータルで自身の医療費情報を確認できる!
マイナポータルを通じて領収書無しで確定申告できるようになる!※e-Taxの利用者に限る

2 医療保険の資格確認がスピーディに!

医療機関窓口の端末にマイナンバーカードをかざすだけで医療保険の確認が可能に!

4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診の情報を確認できるようになる!

患者の同意で医師や薬剤師も確認できる!

【 便利な使い方 -コンビニ交付- 】

■ コンビニ交付で、いつでも・どこでも証明書が取得できます

夜間や急な時でも



事前登録不要



全国どこでも



● 利用できる日時

毎日・午前6時30分～午後11時 ※システムメンテナンス日を除く

※システムメンテナンス日時は、郡山市ウェブサイトをご確認ください。

※戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)、戸籍の附票の写しは、午前10時～午後5時15分まで。

● 利用できる場所

全国のセブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、イオン等でマルチコピー機を設置している店舗(全国約56,000店舗)

●取得できる証明書(いずれの証明書も窓口と同額)

- ① 住民票の写し ② 住民票記載事項証明書 ③ 印鑑登録証明書 ④ 所得・課税証明書
⑤ 戸籍の附票の写し ⑥ 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)

証明書の取り方

※ご利用の機種によって操作の順序が異なる場合があります

- ① コピー機のメニューから【行政サービス】→【証明書交付サービス】を選択
- ② マイナンバーカードをセット
- ③ 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力
- ④ お住まいの市区町村の証明書を選択
- ⑤ 必要な証明書を選択
- ⑥ 手数料を入れる
- ⑦ 証明書が発行される

郡山市役所西庁舎1階ロビーにもマルチコピー機を設置しています。(市役所が開庁している時間帯8:30~17:15にご利用いただけます) 使い方に不安がある方は、お気軽にお尋ねください。



<取得できる証明書 早見表>

住民登録地	本籍地	住民票	住民票記載事項証明	印鑑証明	税証明	戸籍の附票	戸籍事項証明書
郡山市	郡山市	○	○	○	○	○	○
郡山市	他自治体	○	○	○	○	▲	▲
他自治体	郡山市	▲	▲	▲	▲	×	×
他自治体	他自治体	▲	▲	▲	▲	▲	▲

○:取得可 ×:取得不可 ▲:他自治体による

■コンビニ交付では、以下の証明書を受け取ることができません

- ① 転出予定者の方の証明書
- ② 申し出等により発行制限をかけている方の証明書
- ③ 氏名と住所の文字数が一定よりも多い方の証明書
- ④ 同じ戸籍に他の人がいない場合の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ⑤ 申告後発行可能な日数をまだ経過していない方の税証明書

◇このほかにもコンビニ店舗で受け取れない条件があります。住民票の写し、印鑑登録証明書は市役所西庁舎1階市民課(924-2131)、税証明書は市役所西庁舎2階資産税課(924-2091)にお問い合わせください。

■その他

- ➔ マイナンバーカードを交付した当日と、市外から転入をしてマイナンバーカードを更新した当日は、利用することができません。
- ➔ 間違って証明書を取得しても交換や返金はできません。また、コンビニ交付では手数料の免除ができませんので、希望する方は市の窓口で取得してください。
- ➔ コンビニ交付のサービス内容は、市区町村によって異なります。
- ➔ 市の窓口で印鑑登録証明書を請求する場合は、印鑑登録証の提示が必要です。マイナンバーカードでは請求できません。

『便利な使い方 - マイナポータル -』

■ マイナポータルについて

マイナポータルは、マイナンバーカードで利用できる個人専用のオンラインサービスです。マイナポータルにアクセスすると、行政機関が保有する自分の情報やマイナンバーを使った情報のやりとり履歴を確認することができます。



マイナポータル <https://myna.go.jp/>

マイナポータルは、スマートフォンやパソコンで利用できます。
端末環境やログイン方法など詳しくは、上記サイトからご確認ください。

スマホから



※マイナンバーカード
対応機種に限ります。

マイナンバーカードの
ICチップでログイン!



パソコンから



※マイナンバーカード対応の
ICカードリーダーが必要です。

マイナポータルでできること

ぴったりサービス

子育てをはじめとするオンライン申請ができるよ!

※サービスの検索や一部の申請は、マイナンバーカードがなくてもできるよ!

わたしの情報

- ・税情報(所得等)
- ・世帯情報
- ・予防接種の履歴
などが確認できるよ!

お知らせ

行政機関等から児童手当
現況届や確定申告などの
あなたに合ったお知らせが
届くよ!

ログインしてできること

一部サービスは、マイナンバーカードによるログインや電子署名が必要となります。

手続の検索・電子申請
行政機関の手続の検索・申請

わたしの情報
所得・個人住民税の情報などの確認

やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関
でどのようにやりとりされ
たかチェックできるよ!

お知らせ
行政機関等からあなたへのお知らせ

やりとり履歴
「わたしの情報」が行政機関間で
やりとりされた履歴

もっとつながる

(外部サイト連携)

- ・e-Tax
- ・ねんきんネット
などにつながるよ!

もっとつながる
e-Taxなど、外部サイトとの連携

利用者登録/ログインして使う ▶



〔よくあるご質問〕

Q カードのICチップには何が記録されているの？

A カードの券面に記載されている情報と電子証明書が記録されています。所得や年金、行政サービスの受給情報など、プライバシー性の高い情報は記録されていません。(p.08参照)

Q 氏名が変わったり、引っ越したときはどうしたらいいの？

A 券面の記載とICチップの書換えが必要になりますので、住所異動届などを提出するときに、カードを併せて提出してください。カードの追記欄に記載します。追記欄が全て埋まったら再交付申請が必要です。なお、ICチップの書換えにはパスワードが必要です。(手数料は無料です。)(p.03参照)

Q カードを申請したときに電子証明書の発行を希望しなかったのですが、後から搭載することはできるの？

A できます。住民票のある市区町村窓口にお申し出ください。

Q カードの有効期限が過ぎたらどうなりますか？

A 身分証明書、電子証明書のいずれも無効となります。カードの更新は、有効期限の3ヶ月前から住民票のある市区町村の窓口で申請できます。

Q カードの有効期限が近付いてきたらお知らせが届きますか？

A 有効期限の3ヶ月前に地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されますので、期限が切れる前に住民票のある市区町村の窓口で更新を行ってください。

Q こどもでもマイナンバーカードは作れますか？

A 作れます。ただし15歳未満の場合は、法定代理人により申請していただく必要があります。また、特別な理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人により申請が可能です。

Q 特殊な事情(DVやストーカー等により住民票の変更ができない場合)で住所変更できない場合、どのように受け取ったらよいでしょうか？

A やむを得ない事情により「住所地(住民票上の住所)」で交付を受けられない場合は、住民票のある市区町村に「居所登録」を行うことで、「居住地(実際に居住している住所)」で受け取ることが可能となります。居所登録については、住民票のある市区町村にご相談ください。

〔各種リンク／お問い合わせ先〕

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度についてもっと知りたいときは

● デジタル庁 マイナンバー(個人番号)制度

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



● 総務省 マイナンバー制度

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html

● マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



● 公的個人認証サービスポータルサイト

<https://www.jpki.go.jp/>

お問い合わせ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。おかけ間違いのないようご注意ください。
※一時停止の手続きのみ、24時間365日受け付けています。

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分

(年末年始12月29日～1月3日を除く)

<一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合>

- マイナンバー制度・マイナポータルに関するお問合せは・・・050-3816-9405
- マイナンバーカード、電子証明書、通知カードに関するお問合せは・・・050-3818-1250

<for foreigners>

外国語対応(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

- マイナンバー制度、マイナポータルに関するお問合せは・・・0120-0178-26 (無料)
- マイナンバーカード、電子証明書、通知カードに関するお問合せは・・・0120-0178-27 (無料)
- 聴覚障がい者専用お問合わせFAX番号・・・0120-601-785

郡山市 市民部 マイナンバー推進課 マイナンバーカードセンター
【郡山市の担当窓口】 TEL.024-955-6221 FAX.024-924-2971

郡山市 マイナンバー制度について

検索

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

